

埼玉労働局
発表
令和4年2月1日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 小川直紀 特別司法監督官 岡部雅紀 電話 048-600-6204
----	---

昨年末における県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ～ 106現場のうち約半数の現場で労働安全衛生法に違反～

埼玉労働局では、年末・年始無災害運動の一環として、昨年末に建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

年末は、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等により、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、集中的な監督指導を実施したものです。

監督指導を実施した結果、**49現場（違反率46.2%）、126事業者（違反率16.1%）**に何らかの労働安全衛生法違反が認められたことから是正勧告等を行い、現在までに全ての現場において是正措置が講じられたことを確認しております。

また、昨年末には建設業における死亡災害も多発したことから、本件監督指導結果を踏まえ、昨年12月28日に災害防止緊急点検を実施するよう関係機関に対し急遽要請を行ったところです。

埼玉労働局としては、当該緊急点検の結果も踏まえ、引き続き労働災害の減少に向けた取組を強力に行ってまいります。

【監督実施結果の概要】<【表1】参照>

実施対象期間

令和3年12月1日（水）から同年12月14日（火）

監督実施建設工事現場数

建設工事現場数：106現場

（全事業者数：783事業者<元請事業者：106、下請事業者：677>）

労働安全衛生法違反の状況

違反現場数：49現場（違反率：46.2%）

違反事業者数：126事業者（違反率：16.1%）<元請事業者：48、下請事業者：78>

使用停止命令等：13現場、29事業者

【表1】

年末建設工事現場一斉監督の実施結果（埼玉労働局）

1 建設工事現場一斉監督実施結果

今回の実施結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
監督実施建設工事現場数	87	118	106
うち違反建設工事現場数	52 (59.8%)	55 (46.6%)	49 (46.2%)
うち使用停止等処分工事現場数	5 (5.7%)	14 (11.9%)	13 (12.3%)
監督実施事業者数	465	649	783
元請事業者数	87	118	106
うち違反事業者数	44 (50.6%)	51 (43.2%)	48 (45.3%)
下請事業者数	378	531	677
うち違反事業者数	68 (18%)	95 (17.9%)	78 (11.5%)
使用停止等命令書交付事業者数	11 (2.4%)	25 (3.9%)	29 (3.7%)

2 労働安全衛生法違反の状況

監督実施建設工事現場数

建設工事現場数：106 現場

（全事業者数：783 事業者 < 元請事業者：106、下請事業者：677 >）

労働安全衛生法違反の状況

違反現場数：49 現場（違反率：46.2%）

違反事業者数：126 事業者（違反率：16.1%） < 元請事業者：48、下請事業者：78 >

使用停止命令等：13 現場、29 事業者

（違反の内容） < 具体的な違反内容等は3ページ参照 >

- ・墜落災害の防止：29 現場（33.7%）
- ・安全通路の確保：7 現場（8.1%）
- ・作業主任者と職務履行確保：7 現場（8.1%）
- ・感電災害の防止：7 現場（8.1%）
- ・建設機械災害の防止：7 現場（8.1%）

(参考) 主な労働安全衛生法違反事案

労働安全衛生法による概要	違反の内容
<p>墜落災害の防止 (安衛則第 519 条・第 563 条)</p>	<p>・高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等において、墜落防止用の囲いや手すり等を設けなかった(第 519 条第 1 項)。 ・高さが 2 メートル以上の足場の作業床において、墜落防止用の手すりや中さん等を設けなかった(第 563 条)。</p>
<p>安全通路の確保 (安衛則第 540 条)</p>	<p>・作業場に通ずる場所及び作業場内に、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつこれを常時有効に保持していなかった。</p>
<p>作業主任者と職務履行確保 (安衛則第 565 条)</p>	<p>・高さが5メートル以上の構造の足場の組立て作業で、足場の組立等作業主任者を選任していなかった。</p>
<p>感電災害の防止 (安衛則第 331 条)</p>	<p>・アーク溶接等の作業に使用する溶接棒等のホルダーについて、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有しないまま、使用していた。</p>
<p>建設機械災害の防止 (安衛則第 158 条)</p>	<p>・車両系建設機械を用いての作業中、労働者への接触防止措置を行わなかった。</p>

* 安衛則:労働安全衛生規則

事例1 (建築工事)

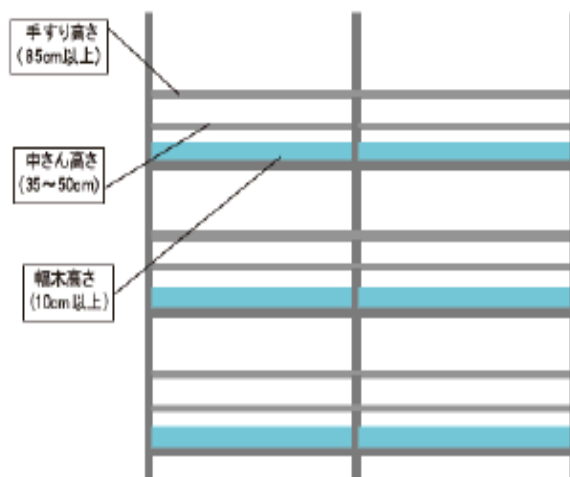
- 1 地上14階建ての建物の建築工事現場に対し、立入調査を実施した。
- 2 高さ2メートル以上の所にある、建設中の建物の階段の作業床の端に、手すり等墜落防止措置が講じられていなかったことが認められた。
- 3 足場で、高さ2メートル以上の所にある作業床で、いわゆる中さん()
が取り外されていたことが認められた。
墜落防止の為、作業床と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 高さ2メートル以上の所にある、建設中の建物の階段の作業床の端に、手すり等墜落防止措置が講じられていなかったことが認められた。

労働基準監督署の対応

建設中の建物の階段の作業床の端に、手すり等墜落防止措置が講じられていなかったことについて、元請事業者及び下請事業者には**使用停止命令等の行政処分を行った**



- 2 足場で、高さ2メートル以上の所にある作業床で、一部中さんが取り外されていたことが認められた。

労働基準監督署の対応

足場の作業床で、一部中さんが取り外されていたことについて、指導したところ、その場で中さんが取り付けられたため、元請事業者及び下請事業者には是正済として**是正勧告を行った**

事例2 (土木工事)

- 1 配水管の布設替の建設工事現場に対し、立入調査を実施した。
- 2 ドラグショベル(車両系建設機械(以下「建設機械」という。))を用いて掘削工事が行われていたが、建設機械の旋回範囲内に誘導者の配置なく労働者を立ち入らせていたことが認められた。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 建設機械の旋回範囲内に誘導者の配置なく労働者を立ち入らせていたことが認められた。

労働基準監督署の対応

建設機械の旋回範囲内に誘導者の配置なく労働者を立ち入らせていたことについて**是正勧告を行った**

